

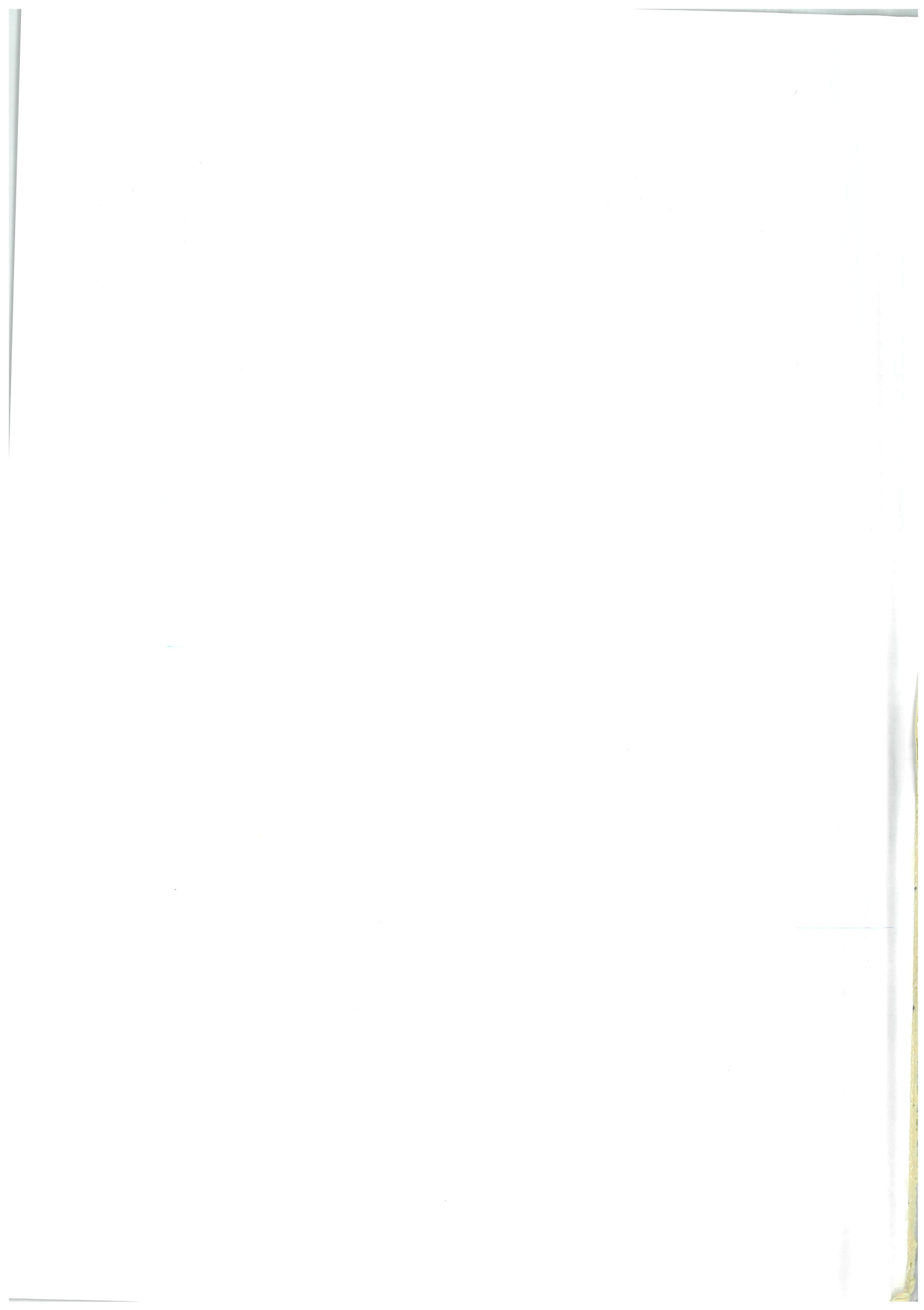
令和 6 年 6 月 4 日 提出

今治市議会定例会（第 3 回）議案

今治市議会定例会（第3回）議案目次

議案番号	件名	ページ
51	令和6年度 今治市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
52	今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例制定について	1
53	今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	9
54	はしご車製造請負契約の締結について	15
55	今治市小中学校一括LED化事業（ESCO事業）に係る契約の締結について	17
56	財産の取得について（空調用熱源設備）	19
57	財産の取得について（コンテナ用リフト）	23
58	財産の取得について（高規格救急自動車）	27
59	財産の取得について（校務用パソコン）	31
60	今治市辺地総合整備計画の変更について	35
61	市道の廃止について	53
62	市道の認定について	59
63	専決処分について	71
	・ 今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	73
	・ 今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	117
	・ 令和6年度 今治市一般会計補正予算（第1号）	123

	・ 令和 6 年度 今治市一般会計補正予算（第 2 号）	129
--	------------------------------	-----



今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

施設の名称及び位置を変更し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例

今治市適応指導教室条例（平成17年今治市条例第79号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市こすもすの家条例

第1条中「適応指導教室」を「こすもすの家」に改める。

第2条中「適応指導教室を」を「こすもすの家を」に、「今治市適応指導教室 コスモスの家」を「今治市こすもすの家」に、「今治市天保山町三丁目2番地1」を「今治市東門町四丁目3番16号」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「今治市適応指導教室（以下「指導教室」という。）」を「今治市こすもすの家（以下「こすもすの家」という。）」に改め、「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第1号中「児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談」を「適応指導」に改め、同条第2号中「児童及び生徒に対する基本的生活習慣の習得」を「教育相談」に改め、同条第3号及び第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前2号」に改め、「掲げるもののほか、」の次に「今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」を加え、「必要な」を「必要と認める」に改め、同号を同条第3号とする。

第5条中「今治市教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

（通所等の許可）

第7条 こすもすの家に通所又は体験通所（以下「通所等」という。）をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（通所等許可の制限）

第8条 教育委員会は、その通所等が次の各号のいずれかに該当するときは、こすもすの家への通所等を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 学校施設を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

第4条中「指導教室」を「こすもすの家」に、「教室長」を「所長」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第4条 こすもすの家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、同項に規定する開館時間

を変更することができる。

(休館日)

第5条 こすもすの家の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) その他教育委員会が管理上必要と認めた日

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市適応指導教室条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>今治市こすもすの家条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>こすもすの家の設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (設置) 第2条 <u>こすもすの家</u>を次のとおり設置する。 名称 <u>今治市こすもすの家</u> 位置 <u>今治市東門町四丁目3番16号</u> (事業) 第3条 <u>今治市こすもすの家</u>（以下「<u>こすもすの家</u>」という。）は、不登校児童<u>生徒及び</u>その保護者と学校の接点となり、かつ、当該児童<u>生徒</u>の物心両面からの受皿となるため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) <u>適応指導</u> _____に関すること。 (2) <u>教育相談</u> _____に関すること。 _____	<u>今治市適応指導教室条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>適応指導教室の設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (設置) 第2条 <u>適応指導教室</u>を次のとおり設置する。 名称 <u>今治市適応指導教室 コスモスの家</u> 位置 <u>今治市天保山町三丁目2番地1</u> (事業) 第3条 <u>今治市適応指導教室</u>（以下「<u>指導教室</u>」という。）<u>は、不登校児童及び生徒並びに</u>その保護者と学校の接点となり、かつ、当該児童<u>及び生徒</u>の物心両面からの受皿となるため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) <u>児童及び生徒並びにその保護者に対する教育相談</u>に関すること。 (2) <u>児童及び生徒に対する基本的な生活習慣の習得</u>に関すること。 (3) <u>児童及び生徒に対する協調性及び自立心の育成</u>に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）
が不登校問題の解決を図るために必要と認める事業

（開館時間）

第4条 こすもすの家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 こすもすの家の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) その他教育委員会が管理上必要と認めた日

（職員）

第6条 こすもすの家に、所長 その他必要な職員を置く。

（通所等の許可）

第7条 こすもすの家に通所又は体験通所（以下「通所等」という。）をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（通所等許可の制限）

第8条 教育委員会は、その通所等が次の各号

(4) 児童及び生徒一人一人に応じた学習の実施に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、_____

不登校問題の解決を図るために必要な事業

（職員）

第4条 指導教室 に、教室長 その他必要な職員を置く。

のいずれかに該当するときは、こすもすの家
への通所等を許可しない。

(1) 学校教育上支障があるとき。

(2) 学校施設を損傷するおそれのあると
き。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員
会が不適当と認めるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、
教育委員会規則で 定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、
今治市教育委員会が別に定める。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

「参 考」

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>に	(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>に

つき1人

3 略

(職員)

第44条 略

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

つき1人

3 略

(職員)

第44条 略

2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

はしご車製造請負契約の締結について

はしご車を製造するため、次の請負契約を締結する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 契約の目的 はしご車製造
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び納期

区 分	契約金額	契約の相手方	納 期
はしご車製造	円 269,390,000	松山市大手町一丁目10番地1 株式会社岩本商会 代表取締役 仙波 誉子	令和7年3月31日

- 4 仮契約締結年月日 令和6年5月15日

「参 考」

1 はしご車の概要

35m先端屈折式

ディーゼル車

4WS

オートマチック仕様

2 はしご車製造請負入札結果

業 者 名	入 札 金 額
株式会社岩本商会	269,390,000 円
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会	283,800,000
小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社	286,000,000
株式会社新日本ライフテック	286,000,000
株式会社ヤマダ	289,300,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

今治市小中学校一括LED化事業（ESCO事業）に係る契約の締結について

今治市小中学校一括LED化事業（ESCO事業）のため、次の契約を締結する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 契約の目的 今治市小中学校一括LED化事業（ESCO事業）

2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）

3 契約金額、契約の相手方及び契約期間

区 分	契約金額	契約の相手方	契約期間
今治市小中学校一括LED化事業（ESCO事業）	円 992,228,600 うち整備費 948,827,000	代表企業 香川県高松市朝日町二丁目2番22号 東芝エレベータ株式会社 四国支店 支店長 花田 仁男	契約発効の日から 令和18年3月31日 まで うち工期は令和8 年2月28日まで

4 仮契約締結年月日 令和6年5月10日

「参 考」

1 業務概要

照明器具設置業務	一式
照明器具撤去業務	一式
その他付随する業務	一式

2 評価結果

	代表企業 東芝エレベータ株式会社 四国支店 構成員 四国通建株式会社 構成員 越智電機産業株式会社
評価点	513.75/600.00点
見積金額	1,031,525,000円

区 分	金 額
事業費限度額	1,050,000,000 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 随意契約（プロポーザル）参加業者

業 者 名	備 考
代表企業 東芝エレベータ株式会社 四国支店 構成員 四国通建株式会社 構成員 越智電機産業株式会社	採 用

財産の取得について（空調用熱源設備）

次のとおり空調用熱源設備を購入する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 品名及び数量 空調用熱源設備 一式
- 2 購入の目的 今治市総合福祉センター空調用
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
空調用熱源設備	随意契約	円 39,150,540	香川県高松市亀井町7番地9 四電エナジーサービス株式会社 取締役社長 仙波 純

「参 考」

空調用熱源設備見積結果

業 者 名	見 積 金 額
四電エナジーサービス株式会社	39,150,540 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（コンテナ用リフト）

次のとおりコンテナ用リフトを購入する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 品名、規格及び数量 コンテナ用リフト（スプレッド仕様、5段積み45t） 1台

2 購入の目的 今治港におけるコンテナ荷役作業用

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
コンテナ用リフト	一般競争入札	円 102,300,000	東温市南方2260番地6 ロジスネクスト四国株式会社 松山支店 支店長 塚野 貴志

「参 考」

コンテナ用リフト入札結果

業 者 名	入 札 金 額
ロジスネクスト四国株式会社 松山支店	102,300,000 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 品名、規格及び数量 高規格救急自動車（2,500ccクラス、ガソリン車、4WD、オートマチック仕様、高度救命処置用資機材含む。） 1 台

2 購入の目的 西消防署菊間分署に配備の高規格救急自動車の更新

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
高規格救急自動車	指名競争入札	円 41,730,000	今治市土橋町一丁目5番20号 愛媛トヨタ自動車株式会社 今治店 店長 重松 晃輔

「参 考」

高規格救急自動車入札結果

業 者 名	入 札 金 額
愛媛トヨタ自動車株式会社	41,730,000 円
愛媛日産自動車株式会社	42,768,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（校務用パソコン）

次のとおり校務用パソコンを購入する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 品名及び数量 校務用パソコン（別紙内訳書のとおり）
- 2 購入の目的 今治市立小中学校における事務作業環境の整備
- 3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
校務用パソコン	指名競争入札	円 60,489,000	今治市南大門町一丁目1番地15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘

「別 紙」

校務用パソコン内訳書

区 分	品 名	数 量
校務用パソコン	小学校分	371台
	中学校分	214台

「参 考」

校務用パソコン入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	60,489,000 円
株式会社 I J C	66,280,500
ケーオー商事株式会社	66,441,375
B E M A C 株式会社	69,498,000
越智電機産業株式会社	72,072,000
アカマツ株式会社	75,933,000
有限会社大喜	77,863,500
株式会社スジャ	79,443,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画

(令和 2 年度～ 6 年度)

第 1 次変更 (令和 3 年 6 月)

第 2 次変更 (令和 4 年 3 月)

第 3 次変更 (令和 4 年 6 月)

第 4 次変更 (令和 4 年 7 月)

第 5 次変更 (令和 5 年 6 月)

第 6 次変更 (令和 5 年 9 月)

第 7 次変更 (令和 6 年 6 月)

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市 松尾辺地

(辺地の人口 82 人 面積 2.7km²)

(参考 辺地の世帯数 44 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾 57 番地 1
- (3) 辺地度点数 102 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ 3 km のところに位置し、民家は山あい集中し、就労人口の多くが第 1 次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあつては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成 12 年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道 317 号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

歌仙の滝公園内の遊歩道において、法面に存在する岩盤の風化により、落石被害が散見されている。更なる風化の進行により、利用者への落石被害及び公園の利用停止が懸念されるだけでなく、長きにわたり続いている地元行事や季節の祭事の催行も危ぶまれ、早急な対応が必要である。当該施設の整備を行うことにより、遊歩道への落石被害を防ぎ、公園内の安全な利用が図られる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農道 (歌仙地区) 2期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400
県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県	1,384,800	1,038,600	346,200	346,200
歌仙仙高農道	今治市	72,338	40,558	31,780	30,800
歌仙の滝公園	今治市	4,200	0	4,200	4,200
合 計		1,545,338	1,142,158	403,180	396,600

総合整備計画書

愛媛県今治市 田之尻辺地
(辺地の人口 124人 面積 1.7km²)
(参考 辺地の世帯数 63世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737番地
- (3) 辺地度点数 109点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

田之尻地域は、菊間町中心部から南西へ約3kmのところの位置し、民家は山あい集中し、主な産業は第1次産業（農業）である。

漁船漁具保全施設は、平成8年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚げ作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が海に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成3年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、渡橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。

施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高くなっており、本地域と国道196号線及び県道才之原菊間線を結ぶ市道菊間馬背線は地域において非常に需要の高い幹線道路となっている。当該施設においては、部分的に自然法面の路肩があり、豪雨等にて法面が侵食、崩落しており非常に危険であり通行に支障をきたしている。本線の改良を行うことで地域住民の生活、地域活動の利便性・安全性が確保できるとともに地域経済の安定と地域間の交流による活性化が期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船漁具保全施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100
漁船漁具保全施設 (浮桟橋改修工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,862	1,084	778	700
市道菊間馬背線	今治市	13,500	0	13,500	13,500
合 計		17,968	2,506	15,462	15,300

総合整備計画書

愛媛県今治市 浦戸辺地
(辺地の人口 120人 面積 1.3km)
(参考 辺地の世帯数 79世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町浦戸
- (2) 地域を中心の位置 今治市大三島町浦戸2番地7
- (3) 辺地度点数 136点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

浦戸地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。また、地下タンクにおいても設置後40年経過しており、油漏れ、腐食防止のための取替工事等が必要となっている。そこで、地下タンクライニング工事を行うことで、施設機能の向上を図る。

平成11年度に設置された共同集出荷施設は、漁価の安定や出荷調整を目的とし、漁獲された水産物を出荷までの期間畜養しておくための施設であるが、施設内陸上畜養水槽用冷凍機が故障し、水温調整機能に支障が生じている。本施設は漁業経営の安定化を図るために必要不可欠であり、早急な整備復旧が必要である。そこで、本施設の改修を行うことで、漁価の安定及び安定した出荷調整が可能となり、漁業経営の安定化が図られ、地域経済の活性化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和6年度までの2年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船用補給施設	愛媛県漁協 大三島支所	7,502	4,092	3,410	3,300
共同集出荷施設	愛媛県漁業 大三島支所	1,076	588	488	400
合 計		8,578	4,680	3,898	3,700

総合整備計画書

愛媛県今治市 大下辺地
(辺地の人口 51人 面積 1.52km²)
(参考 辺地の世帯数 33世帯)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 関前大下 |
| (2) 地域の中心の位置 | 今治市関前大下甲 1750 番地 |
| (3) 辺地度数 | 195 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。

大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。

大下島は海岸井戸を水源としており、平成 10 年度に整備された大下浄水場浄水施設では、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っているが、施設は老朽化が進み更新時期を迎えているため、施設更新し、従来通り淡水井戸水で海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、施設の長寿命化を図るとともに、電気機械等設備（遠方監視装置）と浄水施設間のデータ通信において、設備情報等に差異が生じることを防止し、正確な情報を把握して効率的なシステム運用をするため、電気機械等設備について更新する。浄水施設と電気機械等設備を整備することで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。

島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存する。当該区間には道路幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも喫緊の対応が望まれていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
大下港浮棧橋	今治市		18,900	12,000	6,900	6,900
大下浄水場 浄水施設	今治市		310,179	228,394	81,785	81,500
大下浄水場 電気機械等 設備	今治市		25,000	12,500	12,500	12,500
市道 大下一周線 交通安全施設	今治市		15,000	0	15,000	15,000
合 計			369,079	252,894	116,185	115,900

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前
松尾辺地	総 合 整 備 計 画 愛媛県今治市 松尾辺地 G2地の人口 82人 面積 2.7km² (参考 辺地の世帯数 44世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾 (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾57番地1 (3) 辺地地点数 102点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところに位置し、民家山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあつては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。 県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。 本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。 本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。 歌仙の滝公園内の遊歩道において、法面に存在する岩盤の風化により、落石被害が散見されている。更なる風化の進行により、利用者への落石被害及び公園の利用停止が懸念されるだけでなく、長きにわたり続いている地元行事や季節の祭事の催行も危ぶまれ、早急な対応が必要である。当該施設の整備を行うことにより、遊歩道への落石被害を防ぎ、公園内の安全な利用が図られる。	総 合 整 備 計 画 愛媛県今治市 松尾辺地 G2地の人口 78人 面積 2.7km² (参考 辺地の世帯数 43世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾 (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾57番地1 (3) 辺地地点数 102点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 松尾地域は、菊間町中心部から南東へ3kmのところに位置し、民家山あい集中し、就労人口の多くが第1次産業（農業）に従事している。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあつては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。 県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。 本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成12年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。 本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道317号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。 歌仙の滝公園内の遊歩道において、法面に存在する岩盤の風化により、落石被害が散見されている。更なる風化の進行により、利用者への落石被害及び公園の利用停止が懸念されるだけでなく、長きにわたり続いている地元行事や季節の祭事の催行も危ぶまれ、早急な対応が必要である。当該施設の整備を行うことにより、遊歩道への落石被害を防ぎ、公園内の安全な利用が図られる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農 道(歌仙地 区)2 期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400
県営一般農 道 (歌仙地 区)3期	愛媛県	1,384,800	1,038,600	346,200	346,200
歌仙仙高 農道	今治市	72,338	40,558	31,780	30,800
歌仙の滝 公園	今治市	4,200	0	4,200	4,200
合 計		1,545,338	1,142,158	403,180	396,600

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農 道(歌仙地 区)2 期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400
県営一般農 道 (歌仙地 区)3期	愛媛県	1,342,800	1,007,100	335,700	335,700
歌仙仙高 農道	今治市	72,338	40,558	31,780	30,800
歌仙の滝 公園	今治市	4,200	0	4,200	4,200
合 計		1,503,338	1,110,658	392,680	386,100

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前
田之尻 辺地	総 合 整 備 計 画 書 愛媛県今治市 田之尻辺地 G2地の人口 124 人 面積 1.7km² (参考 辺地の世帯数 63 世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻 (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737 番地 (3) 辺地集点数 109 点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 田之尻地場は、菊間町中心部から南西へ約 3km のところに位置し、民家山あい集中し、主な産業は第 1 次産業（農業）である。 漁船漁具保全施設は、平成 8 年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が海に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。 漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成 3 年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、渡橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。 施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高くっており、本地域と国道 196 号線及び県道才之原菊間線を結ぶ市道菊間馬背線は地域において非常に需要の高い幹線道路となっている。当該施設においては、部分的に自然法面の路肩があり、豪雨等にて法面が侵食、崩落しており非常に危険であり通行に支障をきたしている。本線の改良を行うことで地域住民の生活、地域活動の利便性・安全性が確保できるとともに地域経済の安定と地域間の交流による活性化が期待できる。	総 合 整 備 計 画 書 愛媛県今治市 田之尻辺地 G2地の人口 128 人 面積 1.7km² (参考 辺地の世帯数 65 世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町田之尻 (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町田之尻 737 番地 (3) 辺地集点数 109 点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 田之尻地場は、菊間町中心部から南西へ約 3km のところに位置し、民家山あい集中し、主な産業は第 1 次産業（農業）である。 漁船漁具保全施設は、平成 8 年に建設し、船揚げのために使用している施設と平成元年に設置し、船の乗降のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、前者はレールが老朽化により腐食していて、船揚作業時に船台の脱輪の危険性がある。また、後者は浮桟橋の支柱等が腐食していて、いつ壊れてもおかしくない状況であり、漁業者が海に落ちる危険性もあるなど、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。 漁船漁具保全施設である浮桟橋は、国道側が平成元年に、防波堤側が平成 3 年に設置され、船の乗降のために使用されている施設である。耐用年数を超えていることもあって、渡橋や木製部分やフロートの老朽化が進み損傷が激しいため、漁業者が使用時に海へ転落する危険性があり、漁労活動に支障をきたしている。 施設の改修を行うことで、使用時の漁業者の安全確保及び効率的な漁労活動を行える。また、施設の長寿命化及び作業効率の向上を図られる。 当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高くっており、本地域と国道 196 号線及び県道才之原菊間線を結ぶ市道菊間馬背線は地域において非常に需要の高い幹線道路となっている。当該施設においては、部分的に自然法面の路肩があり、豪雨等にて法面が侵食、崩落しており非常に危険であり通行に支障をきたしている。本線の改良を行うことで地域住民の生活、地域活動の利便性・安全性が確保できるとともに地域経済の安定と地域間の交流による活性化が期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船漁具 保全施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100
漁船漁具 保全施設 (浮桟橋改 修工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,862	1,084	778	700
市道菊間 馬背線	今治市	13,500	0	13,500	13,500
合 計		17,968	2,506	15,462	15,300

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船漁具 保全施設	愛媛県漁協 菊間支所	2,606	1,422	1,184	1,100
漁船漁具 保全施設 (浮桟橋改 修工事)	愛媛県漁協 菊間支所	1,862	1,084	778	700
市道菊間 馬背線	今治市	10,000	0	10,000	10,000
合 計		14,468	2,506	11,962	11,800

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名

浦戸辺地

変更後

総合整備計画書

愛媛県今治市 浦戸辺地
G7地の人口 120 人 面積 1.3km²
(参考 辺地の世帯数 79 世帯)

1 辺地の概況
(1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町浦戸
(2) 地域の中心の位置 今治市大三島町浦戸2番地7
(3) 辺地度数 136 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情
浦戸地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。
昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要な不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。また、地下タンクにおいても設置後40年経過しており、油漏れ、腐食防止のための取替工事等が必要となっている。そこで、地下タンクライニング工事を行うことで、施設機能の向上を図る。
平成11年度に設置された共同集出荷施設は、漁師の安定や出荷調整を目的とし、漁獲された水産物を出荷までの期間冷蔵しておくための施設であるが、施設内陸上畜養水槽用冷凍機が故障し、水温調整機能に支障が生じている。本施設は漁業経営の安定化を図るために必要不可欠であり、早急な整備復旧が必要である。そこで、本施設の改修を行うことで、漁師の安定及び安定した出荷調整が可能となり、漁業経営の安定化が図られ、地域経済の活性化が期待される。

3 公共的施設の整備計画
令和5年度から令和6年度までの2年間
(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業費 の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船用補給 施設	愛媛県漁協 大三島支所	7,502	4,092	3,410	3,300
共同集出荷 施設	愛媛県漁業 大三島支所	1,076	588	488	400
合 計		8,578	4,680	3,898	3,700

変更前

総合整備計画書

愛媛県今治市 浦戸辺地
G7地の人口 127 人 面積 1.3km²
(参考 辺地の世帯数 85 世帯)

1 辺地の概況
(1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町浦戸
(2) 地域の中心の位置 今治市大三島町浦戸2番地7
(3) 辺地度数 136 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情
浦戸地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。
昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要な不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。_____

3 公共的施設の整備計画
令和5年度から令和6年度までの2年間
(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業費 の予定額
			特定財源	一般財源	
漁船用補給 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,452	792	660	600
共同集出荷 施設	愛媛県漁業 大三島支所	1,076	588	488	400
合 計		2,528	1,380	1,148	1,000

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前
大下 辺地	総 合 整 備 計 画 書 愛媛県今治市 大下辺地 G辺地の人口 51人 面積 1.52km² (参考 辺地の世帯数 33 世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 関前大下 (2) 地域の中心の位置 今治市関前大下甲 1750 番地 (3) 辺地地点数 195 点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船が唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。 大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。 大下島は海岸井戸を水源としており、平成 10 年度に整備された大下浄水場浄水施設では、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っているが、施設は老朽化が進み更新時期を迎えているため、施設更新し、従来通り淡水井戸水で海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、施設の長寿命化を図るとともに、電気機械等設備（遠方監視装置）と浄水施設間のデータ通信において、設備情報等に差異が生じることを防止し、正確な情報を把握して効率的なシステム運用をするため、電気機械等設備について更新する。浄水施設と電気機械等設備を整備することで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。 島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存在する。当該区間には道路幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも喫緊の対応が望まれていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。	総 合 整 備 計 画 書 愛媛県今治市 大下辺地 G辺地の人口 51人 面積 1.52km² (参考 辺地の世帯数 33 世帯) 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 関前大下 (2) 地域の中心の位置 今治市関前大下甲 1750 番地 (3) 辺地地点数 195 点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船が唯一の交通手段である。また、島内の生活道として島内を一周する市道等が整備されている。 大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。 大下島は海岸井戸を水源としており、平成 10 年度に整備された大下浄水場浄水施設では、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っているが、施設は老朽化が進み更新時期を迎えているため、施設更新し、従来通り淡水井戸水で海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、施設の長寿命化を図るとともに、電気機械等設備（遠方監視装置）と浄水施設間のデータ通信において、設備情報等に差異が生じることを防止し、正確な情報を把握して効率的なシステム運用をするため、電気機械等設備について更新する。浄水施設と電気機械等設備を整備することで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。 島内を一周する市道大下一周線は、地域住民にとって欠かせない生活道となっているが、海岸沿いの約 360m にかけて、視線誘導標の設置はあるものの、ガードレール等交通安全施設の設置がない区間が存在する。当該区間には道路幅員が 3.5m と狭い箇所があるなど、海への転落事故の恐れがあり、地域住民からも喫緊の対応が望まれていることから、交通安全施設を設置することで、安全性の向上が図られ、地域住民の生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源 のうち 地対策事 業債の予 定額
			特定財源	一般財源	
大下港野棧橋	今治市	18,900	12,000	6,900	6,900
大下浄水場浄 水施設	今治市	310,179	228,394	81,785	81,500
大下浄水場 電気機械等設 備	今治市	25,000	12,500	12,500	12,500
市道 大下一周線 交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000
合 計		369,079	252,894	116,185	115,900

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源 のうち 地対策事 業債の予 定額
			特定財源	一般財源	
大下港野棧橋	今治市	57,000	38,000	19,000	19,000
大下浄水場浄 水施設	今治市	310,179	228,394	81,785	81,500
大下浄水場 電気機械等設 備	今治市	25,000	12,500	12,500	12,500
市道 大下一周線 交通安全施設	今治市	15,000	0	15,000	15,000
合 計		407,179	278,894	128,285	128,000

市道の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道の路線を廃止する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳永繁樹

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2-240	平山4号線	今治市町谷	
		今治市町谷	
12-3029	新浜8号線	今治市伯方町叶浦字新浜	
		今治市伯方町叶浦字新浜	

「参 照」

道路法（抜すい）

（路線の廃止又は変更）

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

「参 考」

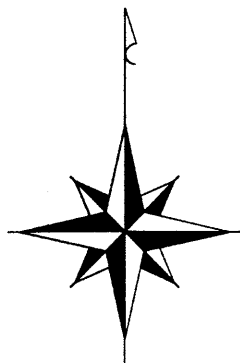
市道廃止路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員	延 長
		終 点		
2-240	平山4号線	今治市町谷甲380番5先	m 3.9~4.4	m 277.7
		今治市町谷甲281番1先		
12-3029	新浜8号線	今治市伯方町叶浦字新浜甲1688番24先	1.8	21.9
		今治市伯方町叶浦字新浜甲1688番22先		

【 参 考 】

市道廃止路線箇所図

縮尺 1 : 10000



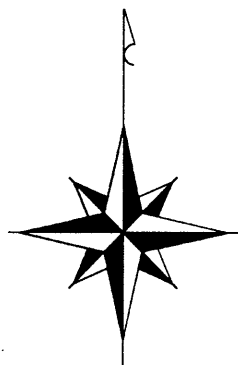
—— 廃止路線
○ 起点
——> 終点



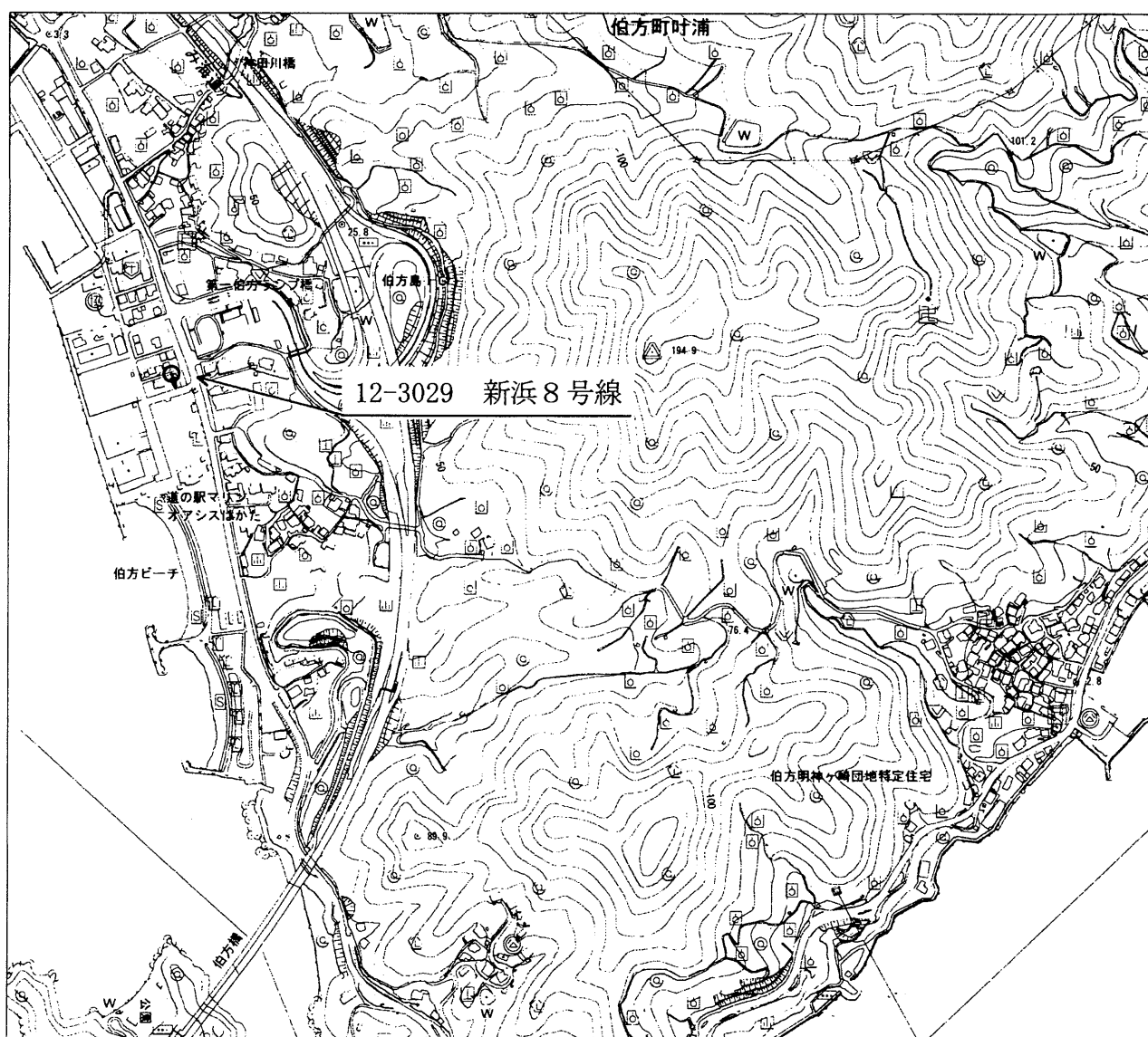
【参考】

市道廃止路線箇所図

縮尺 1 : 10000



—— 廃止路線
○ 起点
——> 終点



市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2-566	喜田村浜前4号線	今治市喜田村五丁目	
		今治市喜田村五丁目	
2-567	北鳥生18号線	今治市北鳥生町四丁目	
		今治市北鳥生町四丁目	
2-568	北鳥生19号線	今治市北鳥生町五丁目	
		今治市北鳥生町五丁目	
2-569	南鳥生8号線	今治市南鳥生町四丁目	
		今治市南鳥生町四丁目	
2-570	衣干神社東側線	今治市衣干町二丁目	
		今治市衣干町二丁目	
2-571	平山4号線	今治市町谷	
		今治市町谷	
3-526	松ノ中8号線	今治市高橋	
		今治市高橋	

4-407	八代勝12号線	今治市阿方	
		今治市阿方	
4-408	八代勝13号線	今治市阿方	
		今治市阿方	
4-409	中堀10号線	今治市中堀三丁目	
		今治市中堀三丁目	
8-341	脇裾 6 号線	今治市大西町宮脇	
		今治市大西町宮脇	

「参 照」

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参 考」

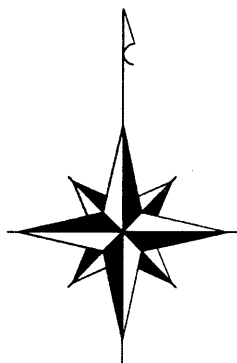
市道認定路線一覧表

整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員		延長
		終 点	現況	計画	
2-566	喜田村浜前4号線	今治市喜田村五丁目848番9先	m 4.7	m	m 115.9
		今治市喜田村五丁目848番18先	~5.0		
2-567	北鳥生18号線	今治市北鳥生町四丁目520番13先	5.0		95.2
		今治市北鳥生町四丁目520番5先			
2-568	北鳥生19号線	今治市北鳥生町五丁目380番2先	6.3		109.5
		今治市北鳥生町五丁目226番15先			
2-569	南鳥生8号線	今治市南鳥生町四丁目497番19先	6.3		84.8
		今治市南鳥生町四丁目497番13先			
2-570	衣干神社東側線	今治市衣干町二丁目1637番7先	5.3 ~6.3		134.2
		今治市衣干町二丁目1637番16先			
2-571	平山4号線	今治市町谷甲459番1先	6.0		106.6
		今治市町谷甲389番先			
3-526	松ノ中8号線	今治市高橋甲531番8先	4.5		36.0
		今治市高橋甲531番6先			
4-407	八代勝12号線	今治市阿方甲488番13先	4.3		20.8
		今治市阿方甲484番12先			
4-408	八代勝13号線	今治市阿方甲488番9先	4.3		20.5
		今治市阿方甲488番8先			
4-409	中堀10号線	今治市中堀三丁目179番71先	4.3 ~6.3		167.8
		今治市中堀三丁目180番6先			
8-341	脇裾6号線	今治市大西町宮脇甲3番15先	6.3		79.8
		今治市大西町宮脇甲3番11先			

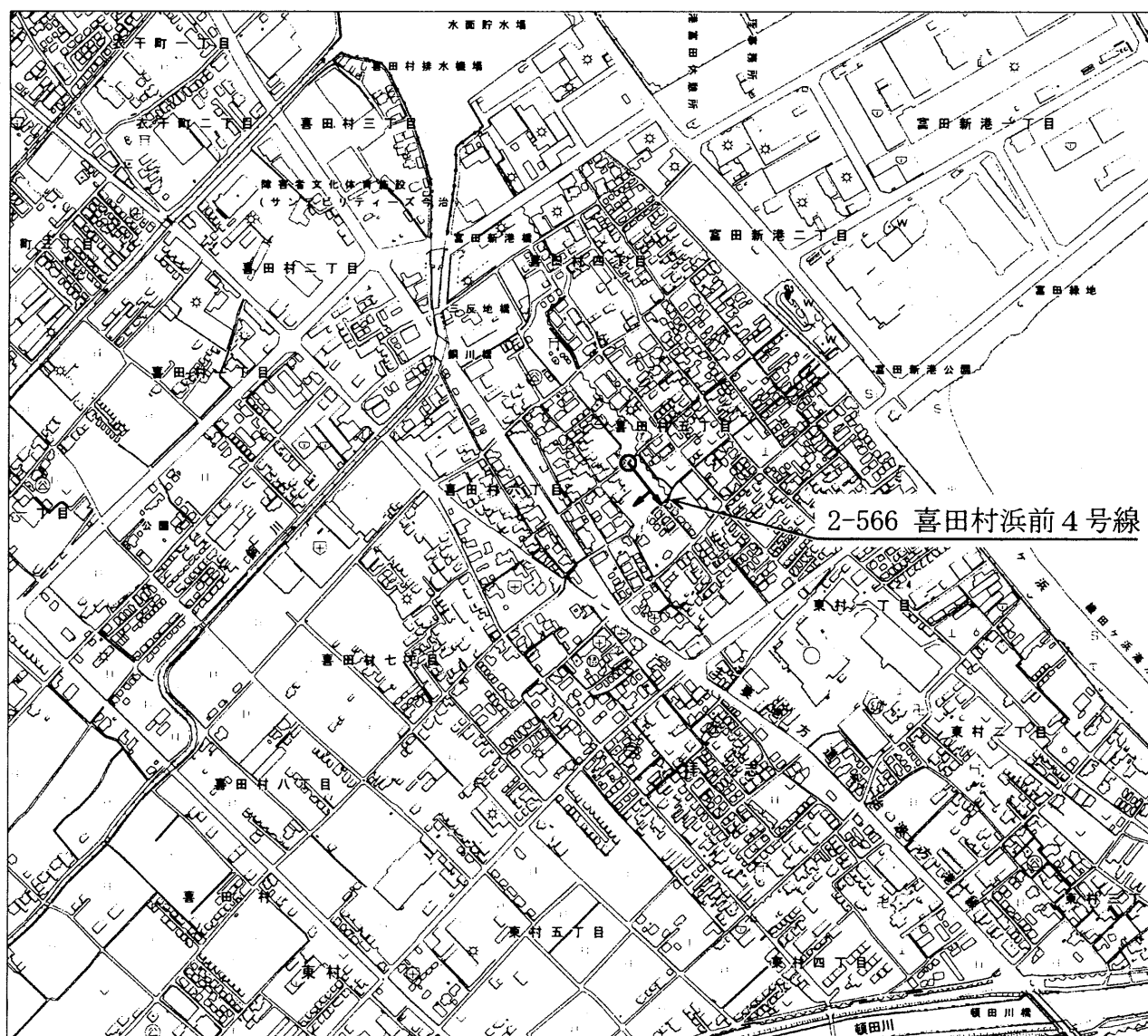
【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



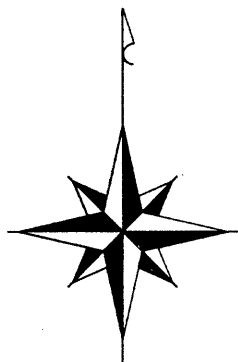
—— 認定路線
○ 起点
——> 終点



【参考】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



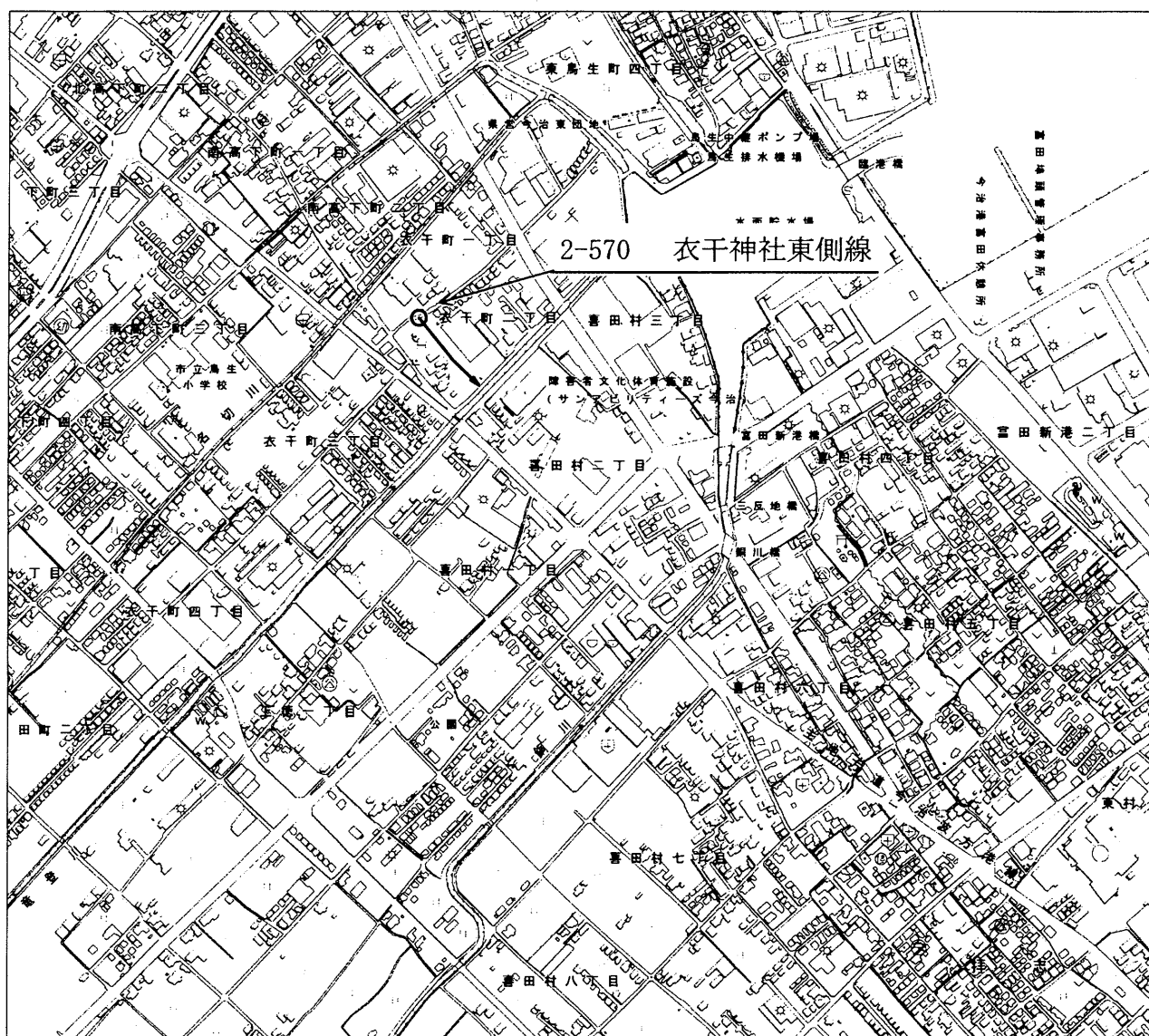
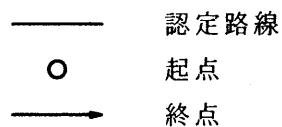
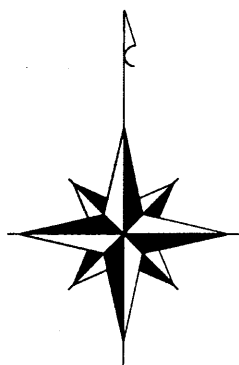
—— 認定路線
○ 起点
——> 終点



【参 考】

市道認定路線箇所図

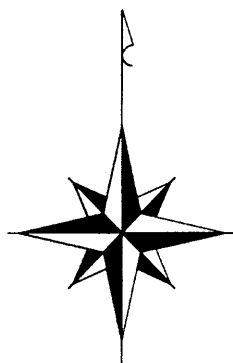
縮尺 1 : 10000



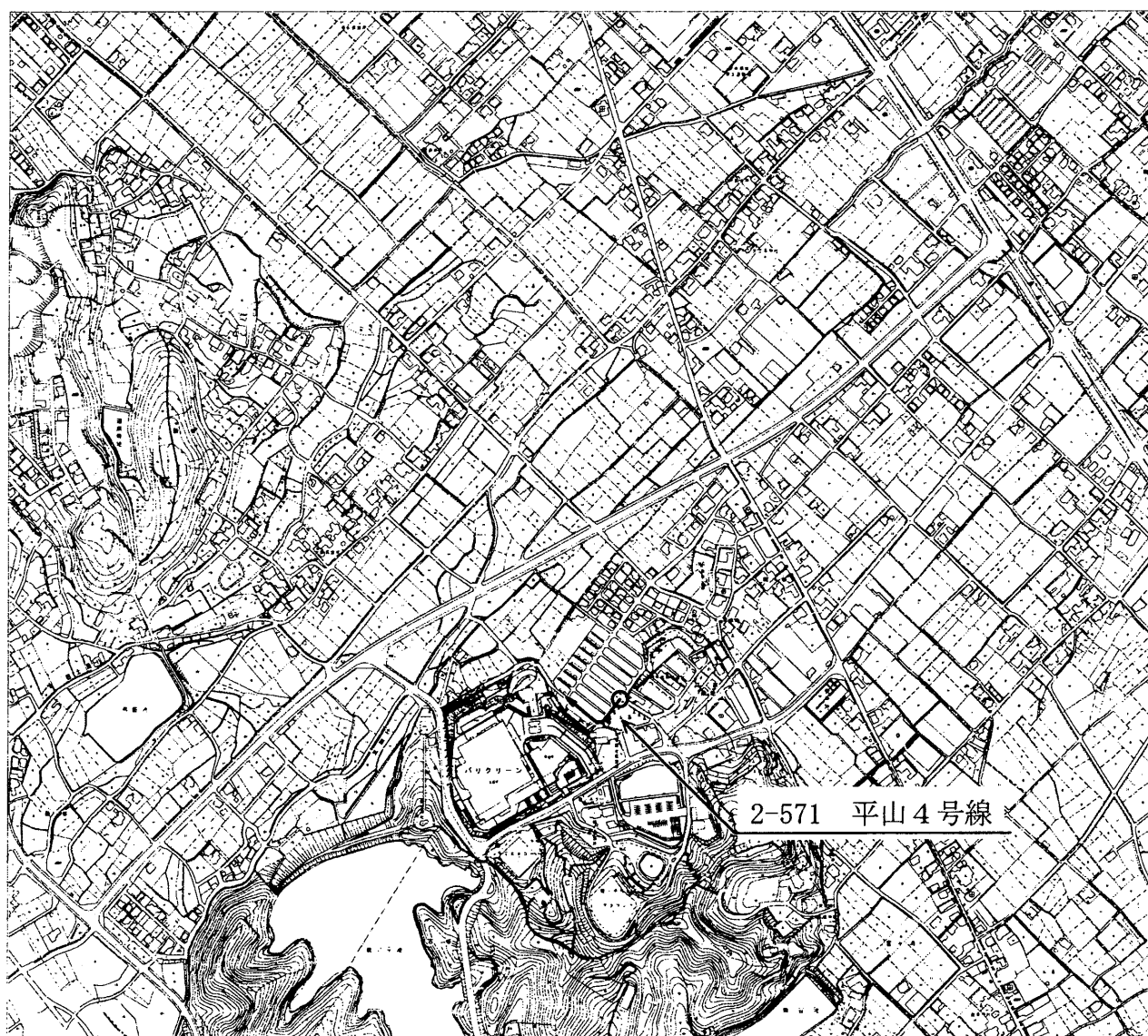
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



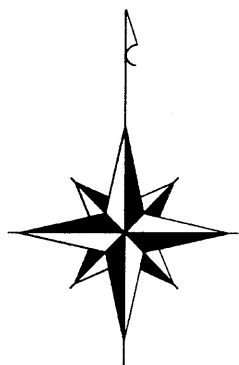
—— 認定路線
○ 起点
——→ 終点



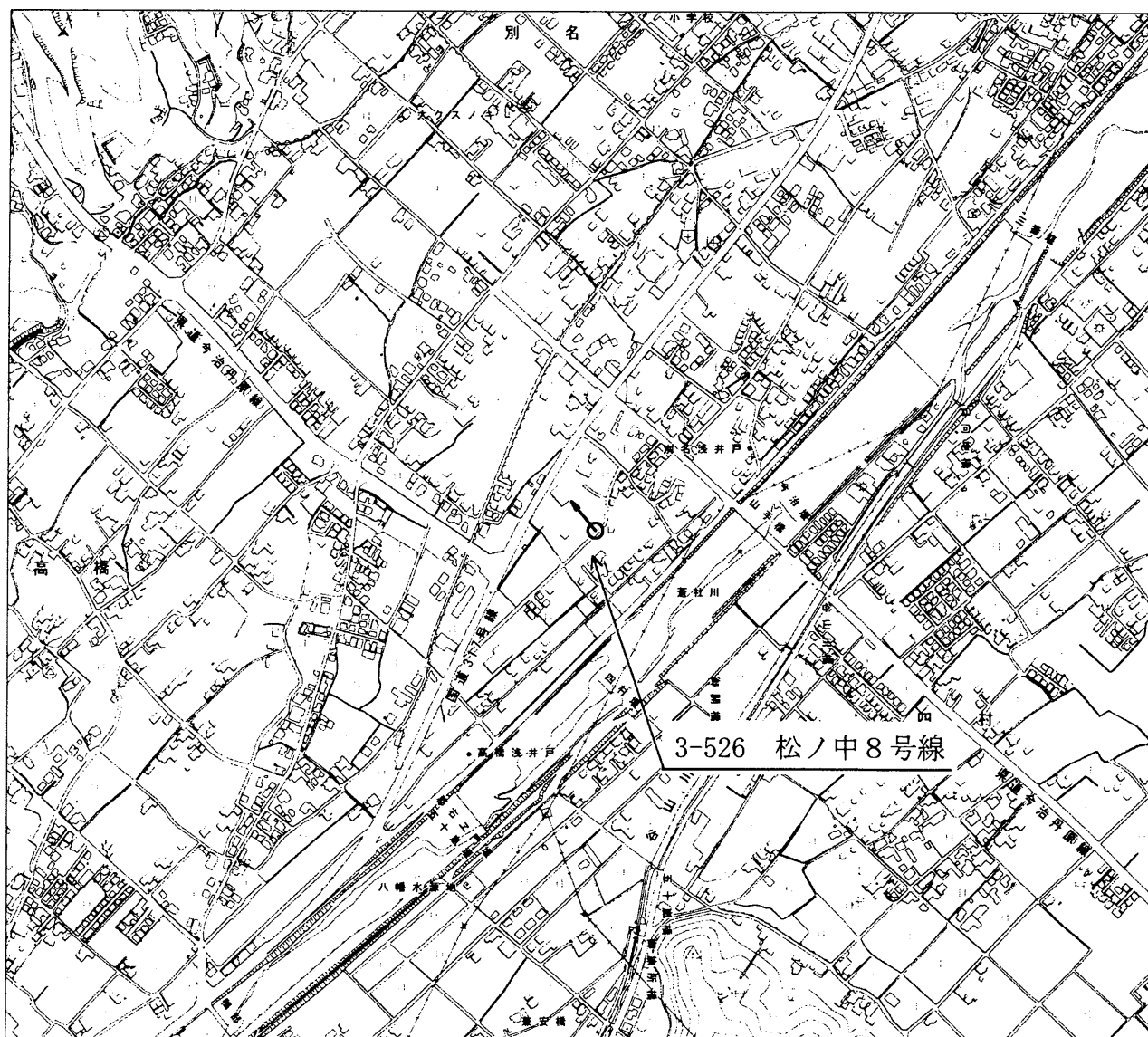
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



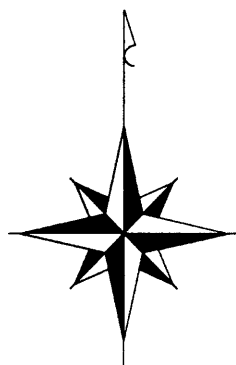
—— 認定路線
○ 起点
——→ 終点



【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



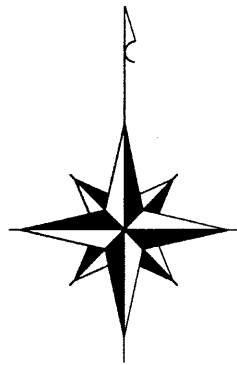
—— 認定路線
○ 起点
——> 終点



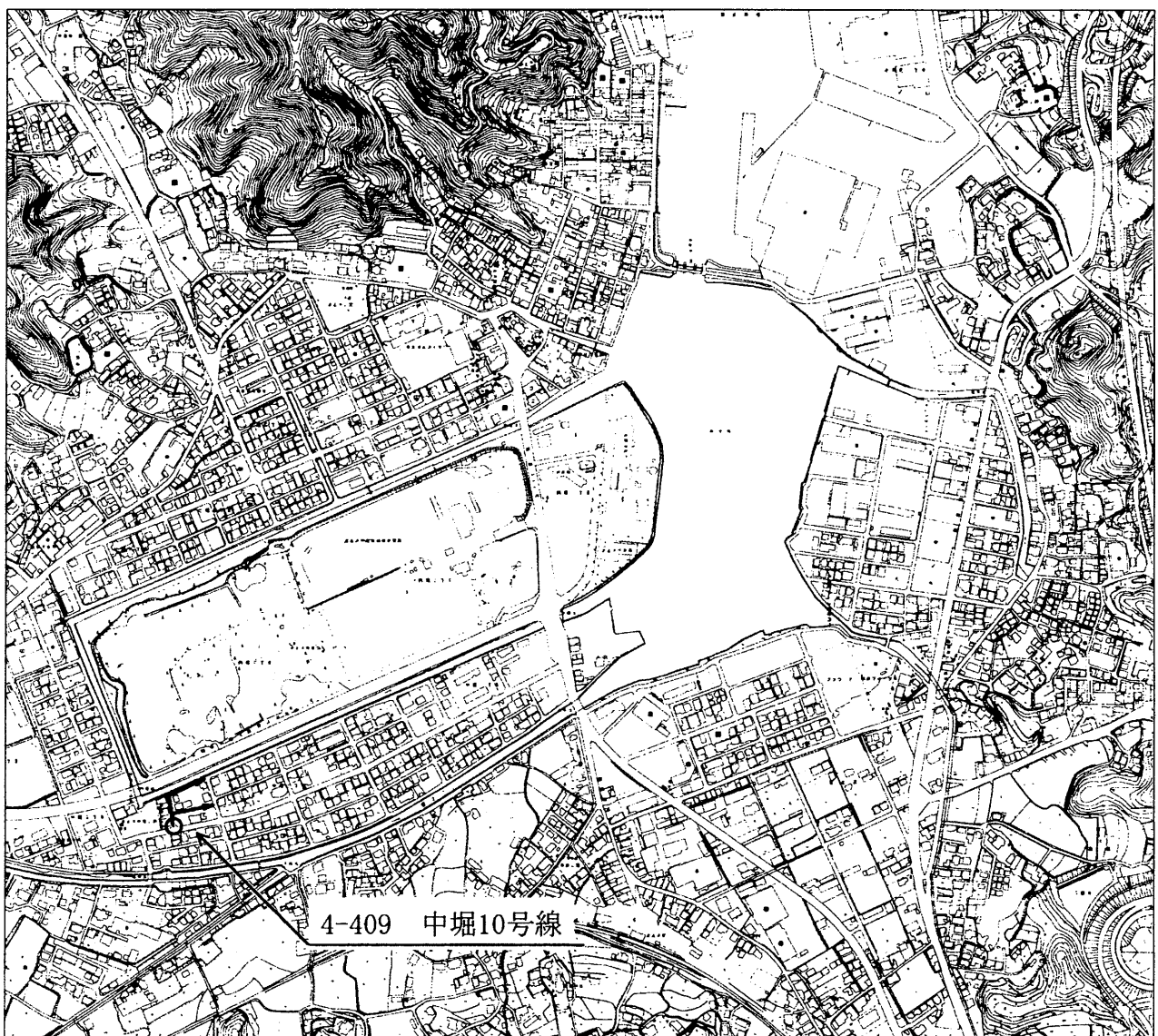
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



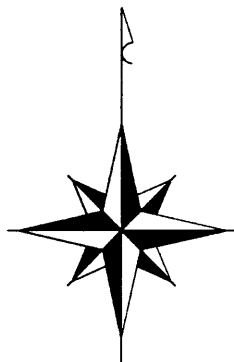
—— 認定路線
○ 起点
——→ 終点



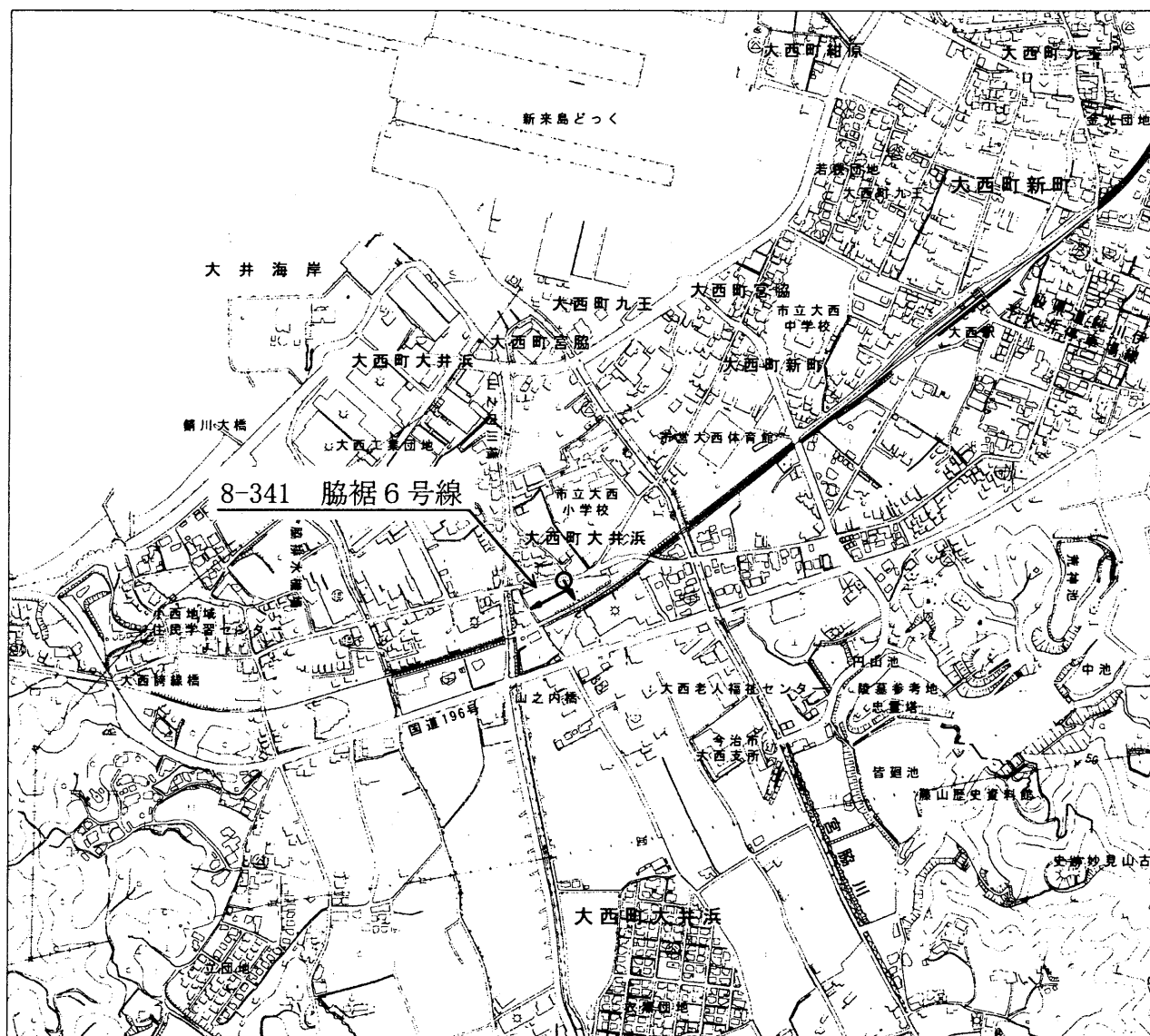
【 参 考 】

市道認定路線箇所図

縮尺 1 : 10000



- 認定路線
- 起点
- > 終点



専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月4日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 今治市市税条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 令和6年度 今治市一般会計補正予算（第1号）
- ・ 令和6年度 今治市一般会計補正予算（第2号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市市税条例の一部を改正する条例

今治市市税条例（平成17年今治市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第3号イ中「支出する金銭」を「支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄付金」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第34条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 7 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 34 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 40 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその

者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては「第3期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては「第4期納期」という。)においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期におけ

る税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべ

き額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はなしとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はなしとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべ

き額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第20項を削り、第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7

条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
(2) 第34条の7第1項第3号イの改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の今治市市税条例第34条の7第1項第3号イの規定の適用については、同号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の今治市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する

固定資産税については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動法人に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。) ア 略 イ 愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属する特定公益信託の信託財産	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) 略 (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動法人に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。) ア 略 イ 愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属する特定公益信託の信託財産

とするために支出した当該公益信託に
係る信託事務に関連する寄付金

ウ 略

2 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健

とするために支出する金銭

ウ 略

2 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 略

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健

康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

附 則

康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条

の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定

する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に

係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に

限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相

当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除

額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に

係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金

所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額

に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者

の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に

係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額
控除額がその者の特別税額控除前の特別
徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控
除前の年金所得に係る個人の市民税の額
から第47条の5第1項に規定する年金所
得に係る仮特別徴収税額を控除した額を
いう。以下この号において同じ。）を3で
除して得た金額（当該金額に100円未満の
端数があるとき、又は当該金額の全額が
100円未満であるときは、その端数金額又
はその全額を切り捨てた金額。以下この項
において「分割金額」という。）に2を乗
じて得た金額をその者の特別税額控除前
の特別徴収に係る個人の市民税の額から
控除した残額に相当する金額（以下この項
において「10月分金額」という。）に満た
ない場合には、特別徴収対象税額は、当該
年度の初日の属する年の10月1日から11
月30日までの間においてはその者の10月
分金額からその者の年金所得に係る個人
の市民税に係る特別税額控除額を控除し
た残額に相当する税額、同年12月1日から
翌年の3月31日までの間においてはその
者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金

所得に係る個人の市民税に係る特別税額
控除額がその者の10月分金額以上であり、
かつ、その者の10月分金額とその者の分割
金額との合計額に満たない場合には、特別
徴収対象税額は、当該年度の初日の属する

年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47

条の6第1項の規定の適用がある場合につ
いては、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額
控除)

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に

限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民
税の課税の特例)

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民

第8条 略

第8条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条_____の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～12 略

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項 _____

_____の規定の適用については、同項中

_____「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする

_____。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～12 略

13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 略

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

26～27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の

18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 略

20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

25～26 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～8 略

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3～7 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

ならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写

ならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写

し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 省令附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

15 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和

し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 省令附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和

7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5

を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に

4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固

定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

課税標準となるべき額とした場合における
固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産
税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和
8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年
度までの各年度分の固定資産税の額は、当該
農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当
該農地に係る当該年度分の固定資産税に係
る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該
農地が当該年度分の固定資産税について法
第349条の3又は附則第15条から第15条の3
までの規定の適用を受ける農地であるとき
は、当該課税標準額にこれらの規定に定める
率を乗じて得た額
_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左
欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右
欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

_____を当該農地に係
る当該年度分の固定資産税の課税標準とな
るべき額とした場合における固定資産税額
（以下「農地調整固定資産税額」という。）
を超える場合には、当該農地調整固定資産税
額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの
規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号
に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条
の3、第349条の3の2又は附則第15条から

課税標準となるべき額とした場合における
固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産
税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和
5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年
度までの各年度分の固定資産税の額は、当該
農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当
該農地に係る当該年度分の固定資産税に係
る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該
農地が当該年度分の固定資産税について法
第349条の3又は附則第15条から第15条の3
までの規定の適用を受ける農地であるとき
は、当該課税標準額にこれらの規定に定める
率を乗じて得た額。以下この項において同
じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左
欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右
欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和
3年度分の固定資産税にあっては、前年度分
の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係
る当該年度分の固定資産税の課税標準とな
るべき額とした場合における固定資産税額
（以下「農地調整固定資産税額」という。）
を超える場合には、当該農地調整固定資産税
額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの
規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号
に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条
の3、第349条の3の2又は附則第15条から

第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市

民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の

民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

6 略

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険税条例（平成17年今治市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第26条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第26条の2第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険税条例改正条項新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。
4 略	4 略
(保険税の減額)	(保険税の減額)
第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1) 略	(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月まで

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

(保険税の減額の特例)

第26条の2 旧被扶養者(次項に規定する被扶養者をいう。以下この条において同じ。)に対する保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、旧被扶養者が被保険者となった日の属する月から2年を経過する月まで

の間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

の間に限り、第3条第2項本文の基礎課税額から第1号から第3号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第4号から第6号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から第7号から第9号までに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(9) 略

2 略

令和6年度今治市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年4月1日

今治市長 徳 永 繁 樹

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小 中 学 校 一 括 L E D 化 事 業	令和6年度から令和17年度まで	648,800 (参考) 令和6年度予算計上済額 401,200

追加

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
小 中 学 校 一 事 括 L E D 化 業	648,800	令和 年度 令和 年度 —	—

(単位 千円)

[illegible]

令和6年度今治市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,704,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,404,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年5月17日

今治市長 徳永繁樹

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

款	項
3 民 生 費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

[illegible]

1 総括 (歳入)

[illegible]

— 135 —

(歲 出)

[illegible]

一般会計 総括 (歳出)

(単位 千円)

[illegible]

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15 国庫支出金	10,677,816	1,704,000	12,381,816
2 国庫補助金	1,854,386	1,704,000	3,558,386
2 民生費国庫補助金	332,364	1,704,000	2,036,364
歳 入 合 計	77,700,000	1,704,000	79,404,000

一般会計 歳入（国庫支出金）

(単位 千円)

[illegible]

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	30,052,572	1,704,000	31,756,572	1,704,000	0
1 社会福祉費	16,742,317	1,661,000	18,403,317	1,661,000	0
1 社会福祉総務費	2,806,288	1,661,000	4,467,288	1,661,000	0
				(内訳) 国庫支出金 1,661,000	
2 児童福祉費	10,264,820	43,000	10,307,820	43,000	0
1 児童福祉総務費	549,536	43,000	592,536	43,000	0
				(内訳) 国庫支出金 43,000	
歳 出 合 計	77,700,000	1,704,000	79,404,000	1,704,000	0

一般会計 歳出 (民 生 費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	7,545	パートタイム会計年度任用職員給 (9人)	定額減税補足給付金給付事業費
3 職員手当等	7,546	時間外勤務手当 4,250 一般職期末手当 1,794 勤勉手当 1,502	1,219,000 低所得世帯支援給付金給付事業費
4 共 済 費	1,916	社会保険料 1,113 一般職共済組合負担金 (会計年度任用職員) 803	442,000
8 旅 費	174	費用弁償	
10 需 用 費	3,603	消耗品費 2,944 印刷製本費 659	
11 役 務 費	16,764	通信運搬費 13,005 手数料 3,759	
12 委 託 料	21,556	その他委託料 9,588 人材派遣委託料 電子計算業務委託料 11,968 定額減税補足給付金システム委託料 7,368 低所得世帯支援給付金システム委託料 4,600	
13 使用料及び賃借料	1,896	複写機使用料 142 機械器具賃借料 1,029 会場賃借料 725	
18 負担金補助及び交付金	1,600,000	補助金 定額減税補足給付金 1,180,000 低所得世帯支援給付金 420,000	
10 需 用 費	255	消耗品費	低所得世帯支援給付金給付事業費 (子育て世帯加算)
11 役 務 費	195	通信運搬費 132 手数料 63	43,000
12 委 託 料	2,039	電子計算業務委託料 低所得世帯支援給付金 (子育て世帯加算) システム委託料	
13 使用料及び賃借料	11	複写機使用料	
18 負担金補助及び交付金	40,500	補助金 低所得世帯支援給付金 (子育て世帯加算)	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	長 等	4	-	35,112	50,580	85,692	8,661	94,353
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196
	そ の 他	4,332	276,471	-	-	276,471	-	276,471
	計	4,366	453,839	35,112	111,332	600,283	60,737	661,020
補正前	長 等	4	-	35,112	50,580	85,692	8,661	94,353
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196
	そ の 他	4,332	276,471	-	-	276,471	-	276,471
	計	4,366	453,839	35,112	111,332	600,283	60,737	661,020
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	-	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	-	-	0	-	0
	計	0	0	0	0	0	0	0

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.4月分)及び退職手当

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,732	1,292,108	5,647,865	4,071,598	11,011,571	2,094,131	13,105,702	
補 正 前	2,723	1,284,563	5,647,865	4,064,052	10,996,480	2,092,215	13,088,695	
比 較	9	7,545	0	7,546	15,091	1,916	17,007	

(本会計における計上職員数は2,732人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	147,680	3,214	80,803	127,895	13,776	373,971	640
	補 正 前	147,680	3,214	80,803	127,895	13,776	369,721	640
	比 較	0	0	0	0	0	4,250	0
	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
内 訳	補 正 後	9,727	201,252	1,459,278	1,198,116	650	376,066	78,530
	補 正 前	9,727	201,252	1,457,484	1,196,614	650	376,066	78,530
	比 較	0	0	1,794	1,502	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,220	-	4,549,206	3,163,485	7,712,691	1,550,443	9,263,134	
補 正 前	1,220	-	4,549,206	3,159,235	7,708,441	1,550,443	9,258,884	
比 較	0	-	0	4,250	4,250	0	4,250	

(本会計における計上職員数は1,220人及び1人(9月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	147,680	3,214	80,803	104,797	10,929	336,771	600
	補 正 前	147,680	3,214	80,803	104,797	10,929	332,521	600
	比 較	0	0	0	0	0	4,250	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	9,727	201,252	1,004,750	813,716	650	370,066	78,530
	補 正 前	9,727	201,252	1,004,750	813,716	650	370,066	78,530
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,512	1,292,108	1,098,659	908,113	3,298,880	543,688	3,842,568	
補 正 前	1,503	1,284,563	1,098,659	904,817	3,288,039	541,772	3,829,811	
比 較	9	7,545	0	3,296	10,841	1,916	12,757	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	-	-	-	23,098	2,847	37,200	40
	補 正 前	-	-	-	23,098	2,847	37,200	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補 正 後	-	-	454,528	384,400	-	6,000	-
	補 正 前	-	-	452,734	382,898	-	6,000	-
	比 較	-	-	1,794	1,502	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当	4,250	制度改正に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	業務量の変動に伴う増減分 4,250 時間外勤務手当 4,250	